

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について

平成29年12月28日
 内閣官房
 金 融 厅
 法 務 省
 経 済 産 業 省

1. はじめに

(1) 今般の取組の目的

中長期的な企業価値の向上を促すためには、実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の一つとして、企業から投資家に対して投資判断に必要な情報が十分かつ公平に提供され、投資家と企業が建設的な対話をしていくことが必要である。

その際、今後の成長分野の主役であるベンチャー企業や中堅・中小企業等、開示業務に対して社内リソースを十分に割くことができない企業にとっても、取り組みやすい開示となることも求められている。

このような、投資家側の利便性の向上及び企業側の業務負担の軽減も踏まえつつ、「未来投資戦略 2017」（平成29年6月9日閣議決定）（以下、「未来投資戦略」）に掲げられた「2019年前半を目指した、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現」に向け、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより容易とするため、関係省庁は共同して制度・省庁横断的な検討を行ってきたところである。

(2) 目指すべき方向性

我が国においては、会社法に基づく事業報告及び計算書類（以下「事業報告等」）と、金融商品取引法に基づく有価証券報告書という2本立ての開示が求められる制度となっている。そして、前者は、（定時株主総会の招集の通知に際して株主に提供されなければならないものであるため）定時株主総会前に作成される必要があり、後者は、実務上、定時株主総会後に提出されることが多い。

こうした制度は、株主及び会社債権者への情報提供や株主総会に係る適正手続き、有価証券報告書による十分な情報開示、適時の情報開示の確保というそれぞれの要請に対応できるよう構築された制度であり、企業実務も、こうした制度上の要請に各々の開示書類で対応する形で定着してきたものである。

一方、諸外国においては、決算期末から株主総会開催日までの期間が日本の場合より長く、我が国の会社法と金融商品取引法がそれぞれ要請する開示内容に相当する内容を開示する一つの書類を作成し、株主総会前に開示している企業が多い。

我が国においても、制度上は、会社法と金融商品取引法の両方の要請を満たす一つの書類を作成して株主総会前に開示することは可能となっている一方、企業からは、類似項目に関する両制度間の規定ぶりの相違やひな型の相違等により、実務レベルで企業が効率的かつ安心して一つの書類で開示することができる環境が十分に醸成されているとは言い難いという指摘がなされている。このため、中長期的には、投資家側の利便性の向上及び企業側の業務負担の軽減を更に進める観点から、会社法と金融商品取引法の両方の制度に基づく開示要件を満たした一体の書類が作成される方向性が指向されるものの、実務ではその実現に向けた動きは必ずしも見られない。

こうした現状の下、諸外国と同様、一体の書類又は二つの書類の段階的若しくは同時提出のいずれの方法による開示も容易に行うこと（すなわち事業報告等と有価証券報告書の一体的開示）をより行いやすくするための環境整備を行うことが求められる。

上記の環境整備の一環として、当面、類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図ることとする。

2. 共通化の内容

平成 29 年度中を目途として速やかに、以下の各項目に関する企業からの指摘事項について、制度所管官庁（金融庁、法務省）においては、別添に記載された対応を行う。【法令等の名称の凡例は 5 ページ参照】

また、民間関係団体において、ひな型の修正等を検討するよう要請する。

- (1) 「主要な経営指標等の推移」／「直前三事業年度の財産及び損益の状況」
(開示府令第三号様式記載上の注意(5)／施規第 120 条第 1 項第 6 号)
- (2) 「事業の内容」／「主要な事業内容」
(開示府令第三号様式記載上の注意(7)／施規第 120 条第 1 項第 1 号)
- (3) 「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」
(開示府令第三号様式記載上の注意(8)／施規第 120 条第 1 項第 7 号)

- (4) 「従業員の状況」／「使用人の状況」
(開示府令第三号様式記載上の注意(9)／施規第 120 条第 1 項第 2 号)
- (5) 「経営上の重要な契約等」／「事業の譲渡」等
(開示府令第三号様式記載上の注意(14)／施規第 120 条第 1 項第 5 号ハからヘまで)
- (6) 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況
(開示府令第三号様式記載上の注意(18)／施規第 120 条第 1 項第 2 号)
- (7) 「大株主の状況」／上位十名の株主に関する事項
(開示府令第三号様式記載上の注意(25)／施規第 122 条第 1 号)
- (8) 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」
(開示府令第三号様式記載上の注意(27)／施規第 123 条第 1 号及び第 2 号)
- (9) 「役員の状況」／会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」
(開示府令第三号様式記載上の注意(36)／施規第 121 条第 2 号及び第 8 号)
- (10) 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外役員の重要な兼職に関する事項
(開示府令第三号様式記載上の注意(37) 及び開示ガイドライン 5-19-2 ／施規第 124 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)
- (11) 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／「社外取締役を置くことが相当でない理由」
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施規第 124 条第 2 項)
- (12) 「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施規第 121 条第 4 号から第 6 号まで並びに第 124 条第 1 項第 5 号及び第 6 号)
- (13) 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」／「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」

(開示府令第三号様式記載上の注意(38)／施規第 126 条第 2 号及び第 8 号イ)

(14) 財務諸表及び計算書類の表示科目

(財規第 17 条第 1 項第 7 号等／計規第 74 条第 3 項第 1 号トからリまで等)

(15) 財務諸表及び計算書類の 1 株当たり情報に関する注記

(財規第 68 条の 4 及び第 95 条の 5 の 2 並びに連結財規第 44 条の 2 及び第 65 条の 2 ／計規第 113 条)

3. 今後の検討

(1) 未来投資戦略に掲げられた「2019 年前半を目処とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備」に向け、関係省庁は、投資家・企業・その他の関係者の意見も聞きながら、投資家側の利便性と企業側の業務負担に留意しつつ、これまでの投資家・企業からの指摘も念頭に置き、投資家と企業の間の建設的な対話を促進するための検討を行い、平成 30 年夏までに結論を得る。

(2) 新たな株主総会資料の電子提供の在り方の一つとして、事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書の EDINET 開示も許容することなどについて法制審議会で議論中であり、平成 30 年度中のできるだけ早期に結論を得る。

(3) 投資家や企業の意見も聞きながら、上記（1）・（2）の事項や追加的な環境整備について検討を進めるとともに、上記 2. の「共通化の内容」について企業における理解を醸成し、あわせて、事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示しようとする企業の実務上の取組を、関係省庁がサポートを行なながら促進することにより、一体的開示の企業実務への浸透を図るため、関係省庁と投資家や企業が一堂に会する場を平成 30 年初めに設ける。

(凡例)

- 開示府令・・・企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
- 開示ガイドライン・企業内容等の開示に関する留意事項について
- 財規・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）
- 連結財規・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）
- 施規・・・会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）
- 計規・・・会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）

(別添)

一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について

平成29年12月28日
金 融 庁
法 務 省

金融庁及び法務省は、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環として、平成29年度中を目途として速やかに以下の対応を行う。【法令等の名称の凡例は9ページ参照】

- (1) 「主要な経営指標等の推移」／「直前三事業年度の財産及び損益の状況」
(開示府令第三号様式記載上の注意(5)／施規第120条第1項第6号)

[企業からの指摘事項]

- ① 「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」、「純資産額」と「純資産」、「総資産額」と「総資産」等は、それぞれ同一の内容であるが、異なる用語で記載することになるのかとの指摘がある。

[対応]

- ① 「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」の項目名の記載については、後者に共通化して記載することが可能であること、また、「純資産額」と「純資産」及び「総資産額」と「総資産」の項目名の記載については、それぞれいずれの表現にも共通化して記載することが可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。この他、有価証券報告書の記載を基礎として、共通の記載が可能であることも明確化する。

- (2) 「事業の内容」／「主要な事業内容」

(開示府令第三号様式記載上の注意(7)／施規第120条第1項第1号)

[企業からの指摘事項]

- ① 有価証券報告書にあっては、主要な関係会社や関連当事者の「名称」及び「事業の内容」の記載が、「関係会社の状況」や財務諸表注記にお

ける関連当事者の記載と重複しているのではないかとの指摘がある。

- ② 有価証券報告書にあっては、グループ企業の「事業の内容」や「事業における位置付け」を示すために「事業系統図」以外の記載は認められないのかとの指摘がある。

[対応]

- ① 有価証券報告書にあっては、例えば「事業の内容」について、投資家の理解が容易になる観点から、記載内容が同様である又は重複する他の箇所にまとめて記載した上で、当該他の箇所を参照する旨の記載を行うことが可能であることを明確化した開示ガイドライン5-14及び24-10の内容を分かりやすく周知する。
- ② 有価証券報告書にあっては、系統図以外の図や表等の形式により、企業の実態に応じて投資家に対してより分かりやすく示すことが可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

(3) 「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」について

(開示府令第三号様式記載上の注意(8)／施規第120条第1項第7号)

[企業からの指摘事項]

- ① 事業報告のひな型と有価証券報告書とでは記載すべき事項に差異があるが、共通化することはできないかとの指摘がある。

[対応]

- ① 有価証券報告書のひな型に従った記載により共通の記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

(4) 「従業員の状況」／「使用人の状況」

(開示府令第三号様式記載上の注意(9)／施規第120条第1項第2号)

[企業からの指摘事項]

- ① 有価証券報告書の「従業員の状況」と事業報告の「使用人の状況」とは、実質的に同一の内容と解されるが、異なる用語で記載することになるのかとの指摘がある。
- ② 対象会社の範囲について、事業報告では企業集団（提出会社＋子会社）とされているが、有価証券報告書では連結会社（提出会社＋連結子会社）とされているところ、共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 「従業員の状況」と「使用人の状況」について、実務上、「従業員」という用語を用いた共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。
- ② 対象会社の範囲について、実務上、連結会社について記載した、共通の記載をすることが可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

(5) 「経営上の重要な契約等」／「事業の譲渡」等

(開示府令第三号様式記載上の注意(14)／施規第 120 条第 1 項第 5 号ハからへまで)

[企業からの指摘事項]

- ① 組織再編成契約に関する開示を決定するトリガーイベントについて、事業報告においても、有価証券報告書における「業務執行を決定する機関における決定があったとき」と同一かどうかとの指摘がある。

[対応]

- ① 事業の譲渡等について業務執行を決定する機関における決定があったときは、有価証券報告書の組織再編成契約に関する開示の場合と同様に、当該事業の譲渡等について事業報告の内容に含めなければならず、有価証券報告書の記載と事業報告の内容との間で開示の要否について相違はないことを明確化する法令解釈の公表を行う。
※ なお、有価証券報告書における組織再編成契約以外の契約の開示については、従来と同様、記載することが求められる。

(6) 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況

(開示府令第三号様式記載上の注意(18)／施規第 120 条第 1 項第 2 号)

[企業からの指摘事項]

- ① 対象企業について、事業報告では企業集団（提出会社＋子会社）とされているが、有価証券報告書では提出会社＋国内子会社＋在外子会社とされているところ、共通の記載は可能かとの指摘がある。
- ② 有価証券報告書について、設備に関する記載は、業種によっては不要としてよいのではないかとの指摘がある。

[対応]

- ① 対象企業について、実務上、提出会社＋国内子会社＋在外子会社に共

通化することが可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。この他、有価証券報告書における「主要な設備」と事業報告における「主要な営業所及び工場」が重なる範囲で共通の記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

- ② 有価証券報告書について、製造業以外の業種にあっては、開示府令第三号様式記載上の注意(1)bに基づき、開示府令に規定された様式に準じて記載することとされており、業種の特性に応じた記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

(7) 「大株主の状況」／上位十名の株主に関する事項

(開示府令第三号様式記載上の注意(25)／施規第122条第1号)

[企業からの指摘事項]

- ① 株式の所有割合について、事業報告では発行済株式総数から自己株式数を控除して算定することとされているが、有価証券報告書では自己株式数を控除せずに算定することとされている。
- ② 議決権行使基準日を事業年度末日より後ろの日とすることにより、定期株主総会を決算日から3ヶ月を越えた日に開催する場合には、事業年度末日と議決権行使基準日の計2回株主を確定する必要が生じる。

[対応]

- ① 株式の所有割合について、有価証券報告書でも、発行済株式総数から自己株式数を控除して算定することとする開示府令の改正を行う^{※1}。
- ② 事業年度末日に代えて、議決権行使基準日において有する株式の数の割合が高い株主に関する事項を記載することを可能とする開示府令及び施規の改正を行う^{※1, 2}。

※1 開示府令について、平成30年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用する予定で改正手続中。

※2 施規について、平成30年3月31日以後に終了する事業年度に係る事業報告について適用する予定で改正案を公表し、パブリック・コメントを受け付けている。

(8) 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」

(開示府令第三号様式記載上の注意(27)／施規第123条第1号及び第2号)

[企業からの指摘事項]

- ① 有価証券報告書にあっては、「新株予約権等の状況」及び「ライツプ

ランの内容」並びに財務諸表注記との重複があるとの指摘がある。

- ② 当該株式会社の会社役員が有している新株予約権等に関する事項の基準時点について、事業報告では事業年度末とされているが、有価証券報告書では事業年度末及び提出日の前月末の二時点とされている。
- ③ 一交付につき一表ではなく、まとめて記載する方が利便性が高いのではないかとの指摘がある。

[対応]

- ① 有価証券報告書について、「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の項目を統合し、かつ、ストックオプションについては、財務諸表注記への集約を可能とする開示府令の改正を行う※。
- ② 有価証券報告書における記載時点について、事業年度末から変更がない場合には、その旨を記載することにより提出日の前月末の記載を省略可能とする開示府令の改正を行う※。
- ③ 開示府令の様式の表を撤廃し、一覧表形式で記載することを可能とする開示府令の改正を行う※。
- ④ ストックオプションを保有している役員の区分について、事業報告における区分に基づいて記載することで共通の記載が可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。
※ 開示府令について、平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用する予定で改正手続中。

(9) 「役員の状況」／会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」

(開示府令第三号様式記載上の注意(36)／施規第 121 条第 2 号及び第 8 号)

[企業からの指摘事項]

- ① 事業報告における「地位」、「担当」及び「重要な兼職の状況」と有価証券報告書における「役名」、「職名」及び「略歴」の記載は、重なり合うと解されるが、それぞれの関係が必ずしも明確ではなく、共通の記載は可能かとの指摘がある。
- ② 兼職の範囲について、事業報告では特段の限定はないが、有価証券報告書では他の法人等の代表者である場合に限定されているようにも読めるが、共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 事業報告の「地位」と有価証券報告書の「役名」については、共通の記載が可能であること、事業報告の「担当」に記載すべき内容については、有価証券報告書の「職名」又は「略歴」の欄に記載することが可能であること^{*}及び事業報告の「重要な兼職の状況」に記載すべき内容については、有価証券報告書の「略歴」の欄に記載することが可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。
※ 「略歴」の欄に記載する場合には、過去の主要略歴と併せて記載することとなる。
- ② 兼職の範囲について、有価証券報告書においても特段の限定はなく、事業報告と共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

(10) 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外役員の重要な兼職に関する事項

(開示府令第三号様式記載上の注意(37)及び開示ガイドライン5-19-2／施規第124条第1項第1号及び第2号)

[企業からの指摘事項]

- ① 社外役員が他の法人等の役員等を兼職している場合における提出会社と当該他の法人等との関係の内容について、事業報告の「関係」と有価証券報告書の「人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」は共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 事業報告における提出会社と「当該他の法人等」との「関係」と、有価証券報告書における「人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」について、実務上、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。
※ なお、有価証券報告書では、社外役員（個人）と提出会社の関係も記載の対象となる点については従来と同様である。

(11) 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／「社外取締役を置くことが相当でない理由」

(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施規第124条第2項)

[企業からの指摘事項]

- ① 事業報告における「社外取締役を置くことが相当でない理由」と、有価証券報告書における「社外取締役（中略）を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」は、共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 「社外取締役を置くことが相当でない理由」と「社外取締役（中略）を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」について、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

(12) 「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」

(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施規第 121 条第 4 号から第 6 号まで並びに第 124 条第 1 項第 5 号及び第 6 号)

[企業からの指摘事項]

- ① 取締役及び監査役の報酬総額について、事業報告では社外取締役及び社外監査役の報酬をそれぞれ含めて記載することとされているが、有価証券報告書ではそれぞれ除いて記載することとされており、共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 取締役及び監査役の報酬総額について、有価証券報告書の記載を基礎として、社外役員の報酬総額を社外取締役の報酬総額と社外監査役の報酬総額とに区分して記載することで、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

※ 事業報告及び有価証券報告書において共通の記載を行う場合は、社外取締役を除く取締役、社外取締役、社外監査役を除く監査役、社外監査役それぞれの報酬総額に区分して記載することが想定されている。

※ 「報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」を定めていない場合に、有価証券報告書では、その旨を記載することが求められる。

(13) 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」／「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」

(開示府令第三号様式記載上の注意(38)／施規第 126 条第 2 号及び第 8 号)

イ)

[企業からの指摘事項]

- ① 報酬の開示区分について、事業報告は、「当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額」及び「当該株式会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」を記載する一方、有価証券報告書は、「提出会社」及び「連結子会社」の別に「監査証明業務」及び「非監査業務」の報酬額を記載することとされているが、共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 事業報告についても、有価証券報告書の様式に従って、株式会社及び連結子会社の別に、監査証明業務及び非監査業務それぞれに区分して報酬額を記載することで、共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

(14) 財務諸表及び計算書類の表示科目

(財規第 17 条第 1 項第 7 号等／計規第 74 条第 3 項第 1 号トからリまで等)

[企業からの指摘事項]

- ① 例えば、計算書類では「商品」、「製品」及び「半製品」を別個に記載することと解されるため、有価証券報告書と共に「商品及び製品」と記載することができず、共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 計規は表示科目の名称や配列を規定しておらず、有価証券報告書に合わせて共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表を行う。

(15) 財務諸表及び計算書類の 1 株当たり情報に関する注記

(財規第 68 条の 4 及び第 95 条の 5 の 2 並びに連結財規第 44 条の 2 及び第 65 条の 2 ／計規第 113 条)

[企業からの指摘事項]

- ① 「1 株当たり当期純利益金額」と「1 株当たり当期純利益」は、同一の内容であるが、共通の記載は可能かとの指摘がある。

[対応]

- ① 「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」について、後者が会計基準で用いられている用語であり、後者に共通化して記載することが可能であることを、制度所管官庁が妥当性を確認したひな型において明確化する。

(凡例)

開示府令・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）
開示ガイドライン・企業内容等の開示に関する留意事項について
財規・・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）
連結財規・・・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）
施規・・・・・会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）
計規・・・・・会社計算規則（平成18年法務省令第13号）